（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

［2～5　略］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条の四　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

［2～4　略］

第百二十七条の二　削除

（船員組合員の療養の給付等）

第百二十七条の三　第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　同上］

［2～5　同上］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条の四　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　同上］

［2～4　同上］

（船員組合員証等）

第百二十七条の二　組合は、船員組合員の資格を取得した者に対しては、第八十九条の規定にかかわらず、別紙様式第三十九号による船員組合員証を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、その者に被扶養者があるときは、第九十五条の規定にかかわらず、別紙様式第四十号による船員組合員被扶養者証を作成し、その者に交付しなければならない。

2　第九十条から第九十四条まで及び第九十五条の二第一項ただし書の規定は船員組合員証について、第九十五条第二項及び第三項の規定は船員組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「船員組合員証整理簿」と、第九十五条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「組合員は」とあるのは「船員組合員は」と、同項第一号及び第二号中「組合員」とあるのは「船員組合員」と、同項第三号中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、同条第三項中「組合員に」とあるのは「船員組合員に」と、「組合員被扶養者証整理簿」とあるのは「船員組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

（船員組合員の療養の給付等）

第百二十七条の三　第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「船員組合員の」と、同条第三項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百五条第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。